

第 1 章 バリアフリー基本構想等策定の趣旨

1 策定の経緯・目的

本区では「交通バリアフリー法」に基づき、平成 16 年 6 月に「墨田区交通バリアフリー基本構想」、平成 17 年 3 月と平成 27 年 6 月に「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定し、区内のバリアフリー化を推進してきました。

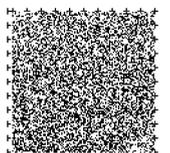
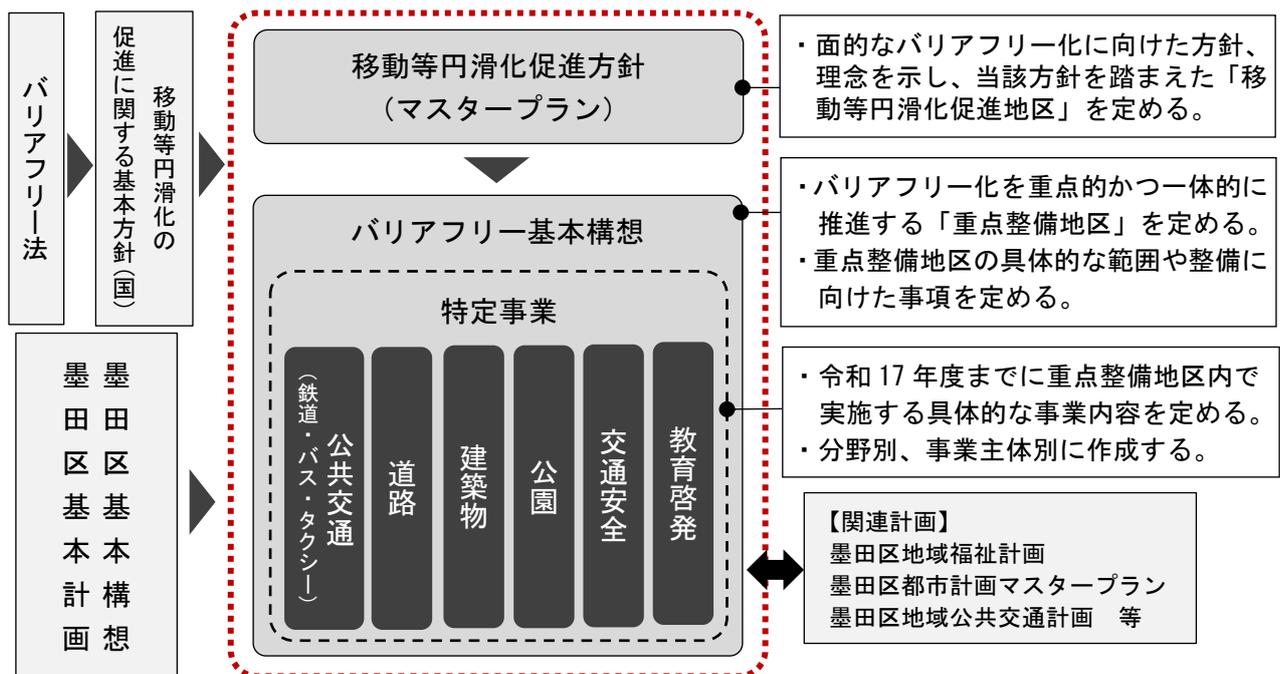
この間、鉄道駅や道路のバリアフリー化が進み、基本構想策定時とは状況が大きく変化するとともに、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」の拡充・統合により「バリアフリー法」が施行され、建物や道路の連続性を確保した「面的、一体的なバリアフリー化の方針」や具体的な事業計画の策定が努力義務となりました。

区全体のバリアフリー化の方針を示し、バリアフリーに関する考え方を共有するとともに、事業者や区民との連携・協力のもと、効果的な施策を展開するため、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進方針」（以下「マスタープラン」という。）及び「バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定します。

2 マスタープラン及び基本構想の位置付け

「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、バリアフリーに関する総合的な方針等を示すものです。

また、区の上位計画である「墨田区基本構想・墨田区基本計画」、関連計画である「墨田区地域福祉計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」、「墨田区地域公共交通計画」等との整合を図りながら、区のバリアフリー施策を推進するものです。



3 計画期間

計画期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度の 10 年間とします。

なお、各事業や上位関連計画の進捗状況、経済社会情勢の変化等を踏まえて、中間年で見直しを予定しています。

	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17		~
墨田区基本構想	[Progress bar from R8 to R15]											
墨田区地域福祉計画	[Progress bar from R8 to R9]	[Progress bar from R10 to R14]						[Progress bar from R15 to R17]				
墨田区都市計画 マスタープラン	[Progress bar from R8 to R17]											
墨田区地域公共交通計画	[Progress bar from R8 to R15]											
墨田区移動等円滑化促進方針 及びバリアフリー基本構想	[Progress bar from R8 to R17]											

見直し

4 策定体制

マスタープラン及び基本構想の策定は、公共交通事業者や施設管理者、関係団体等から構成される「墨田区バリアフリー推進協議会」でご意見等をいただきながら進めました。

また、庁内においては、関係部署で構成される「墨田区バリアフリー推進本部」、「墨田区バリアフリー推進本部幹事会」、「墨田区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想策定作業部会」を設置し、関係部署間の連絡調整を図りました。

さらに、区民及び乳幼児の保護者等へのアンケートの実施や関係団体等へのヒアリング、まち歩き点検を実施し、区民の意見の反映に努めました。

